



## ○公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成14年10月24日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 入札に付する事項

## (1) 入札をする物件

番号	所 在 地 (住 居 表 示)	地 目	面 積 (㎡)
1	長野市柳町44	宅地	263.45
2	長野市大字富竹字中屋敷465-3	宅地	728.88
3	松本市横田四丁目350-6 (松本市横田四丁目1-23)	宅地	950.13
4	諏訪市大字四賀字向小路2868-5	宅地	270.71
5	須坂市大字須坂字六角堂1113-5	宅地	944.06
6	佐久市大字岩村田字宮ノ後1918-11	宅地	135.05
7	小県郡丸子町大字上丸子字棒田318-8	宅地	333.22

## (2) 入札方法

(1)の番号ごとに入札に付する。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3第1項の規定により公有財産を譲り受けることができないとされた本県の職員でないこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (3) 入札参加申込書を指定した期日までに提出した者であること。

## 3 担当する課の名称及び所在地

- (1) 場 所 郵便番号 380-8570  
長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県総務部管財課

- (2) 電 話 026 (235) 7044

## 4 入札手続等

- (1) 入札説明書の交付場所

3の(1)の場所又は各地方事務所総務課

- (2) 入札参加申込書及び同添付書類の受付期間及び受付場所(郵送による場合も含む。)

## ア 受付期間

平成14年11月11日(月)から平成14年11月22日(金)までの土曜日、日曜日を  
除く毎日の午前9時から午後5時まで

## イ 受付場所

3の(1)の場所

- (3) 物件の現地説明会の日時及び場所

## ア 日 時

受付期間満了後、申込人に通知する。

## イ 場 所

入札に付する物件の所在地

- (4) 入札及び開札の日時及び場所

## ア 期 日

平成14年12月5日(木)

## イ 時 間

受付期間満了後、申込人に通知する。

## ウ 場 所

長野県庁西庁舎303・304会議室

- (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合は、この限りでない。

- (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を別に定める期限までに納付すること。

- (7) 入札の無効

規則第129条各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- (8) 落札者の決定方法

予定価格を超えた入札であって、最高の価格で入札した者を落札者として決定する。ただし、同価の最高入札者が2人以上あるときは、くじにより決定する。

(9) 契約書作成の要否

要する。

5 用途の制限

落札者は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第11項に規定する接客業務受託営業並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用に供してはならない。

6 その他

詳細は入札説明書による。

管 財 課

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成14年10月24日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成14年10月11日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ライフワークサポート

3 代表者の氏名

山 本 剛

4 主たる事務所の所在地

諏訪市岡村二丁目13番19号

5 定款に記載された目的

この法人は、人が様々な可能性の中から各人の資質と個性を活かす仕事を持つこと

により、生き甲斐を感じることができる毎日を送るために必要な支援を行う。個人が自ら望む生き方を多くの選択肢の中から見出すための情報提供と相談活動を行うこと、そして社会における様々なニーズを発掘し、それらをマッチングさせることにより生まれる価値を社会や人に持たせたい。個人の希望、特性、経験を活かすために人材育成という広義の教育サービスを提供するとともに、これからの社会に活力を注ぐ市民団体の支援、相談等に関する事業を行い、よりゆたかな社会の実現に寄与することを目的とする。

生活文化課

## ○公 告

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定による、家畜伝染病発生報告が次のとおりあった。

平成14年10月24日

長野県知事 田 中 康 夫

発生した家畜伝染病の種類	家畜の種類	発 生 年 月 日	発生群数	発 生 の 場 所 又 は 区 域
腐 そ 病	みつばち	平成14年10月3日	7	東筑摩郡波田町
		平成14年10月3日	1	須坂市

畜 産 課

○公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

平成14年10月24日

長野県佐久地方事務所長 篠原 寿人

1 許 可 番 号

平成14年9月6日 長野県佐久地方事務所指令14佐地建第14-19号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

佐久市大字取出町字八幡分518、519-1、519-2、519-3

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

佐久市大字取出町561-5

佐久土地開発有限会社 取締役 竹内 規子

建築管理課

○公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

平成14年10月24日

長野県上伊那地方事務所長 鈴木 良知

1(1) 許 可 番 号

平成14年3月11日 長野県上伊那地方事務所指令13上伊地建第28-9号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上伊那郡宮田村4487-12の内、4491、4492の内、4497

## (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

上伊那郡宮田村98

宮田村土地開発公社 理事長 矢田 義太郎

## 2(1) 許可番号

平成14年3月29日 長野県上伊那地方事務所指令13上伊地建第28-12号

## (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上伊那郡宮田村5478、5479、5482、6001-14

## (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

上伊那郡宮田村98

宮田村土地開発公社 理事長 矢田 義太郎

建築管理課

## ○公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

平成14年10月24日

長野県松本地方事務所長 本道 亜紀子

## 1(1) 許可番号

平成14年3月26日 長野県松本地方事務所指令13松地建第5-14号

## (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

南安曇郡堀金村大字烏川5013-1、5020-1、5021-1、5021-3、5022、5023-1、5023-2、5024-3、5035-1、5035-2、5036、5037-1、5037-2、5038-1、5038-2、5038-3、5039-1、5039-2、5040、5041、5042、5044-1、5045-1、5045-3、5045-4、5050-1、5050-3、5051-1、5138-3、5138-4、5138-5、5139-1、5139-2、5140-1、5142-1、5142-2、5143-1

## (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

群馬県伊勢崎市下道寺町510

株式会社ベシァ 代表取締役 土屋嘉雄

群馬県伊勢崎市下道寺町510

株式会社いせやコーポレーション 代表取締役 土屋嘉雄

群馬県伊勢崎市富塚町459

株式会社ベシァフードサービス 代表取締役 土屋嘉雄

## 2(1) 許可番号

平成14年8月20日 長野県松本地方事務所指令14松地建第6-5号

## (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大字広丘野村字六九1660-1、1660-13

## (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

塩尻市大字広丘野村656 三村正人

## 3(1) 許可番号

平成14年8月14日 長野県指令14建第30-16号

## (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

南安曇郡豊科町大字田沢5370-1

## (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

諏訪市大字中洲3731-2 コーポ下金子202号 望月正裕

## 4(1) 許可番号

平成14年8月14日 長野県指令14建第30-17号

## (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

南安曇郡豊科町大字南穂高2305-5

## (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南安曇郡豊科町大字南穂高1720 小穴典雄

建築管理課

## ○公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

平成14年10月24日

長野県長野地方事務所長 会 津 佳 伸

## 1(1) 許 可 番 号

平成14年8月27日 長野県指令14建第31-2号

## (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市大字日滝字宮原734-2、734-3

## (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

須坂市大字日滝734-2 山崎政彦

## 2(1) 許 可 番 号

平成14年9月20日 長野県指令14建第31-9号

## (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市大字日滝字寺窪2898-3

## (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

須坂市大字須坂999-5 返町俊昭

## 3(1) 許 可 番 号

平成14年9月20日 長野県指令14建第31-7号

## (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上高井郡小布施町大字都住字立町465-5

## (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

長野市大字柳原2317-6 メゾンハピネスT203号 須山一好

## 4(1) 許 可 番 号

平成14年6月7日 長野県長野地方事務所指令14長地建第19-2号

## (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

更埴市大字寂蔭字小土腐516-2、560-1、561-1、561-2、562-1、562-2、563-1、563-2、568-1、571-1、571-4、572-2の内、572-3、573、574-2、575-1、579-6

更埴市大字寂蔭字大土腐505-2の内、514-3、515-1の内、515-2、515-



4、516-1、517-1、517-2、518、519、520、522-1

戸倉町大字小船山字東川除367-1

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

長野市川中島町御厨石河原37

株式会社エス・エス・ブイ 代表取締役 吉澤良一

茨城県つくば市天久保2-17-5

寺島薬局株式会社 代表取締役 田口武

建築管理課

○公 告

平成15年度長野県立盲学校及びろう学校の幼稚部の幼児及び高等部の生徒並びに養護学校高等部の生徒を次のとおり募集する。

平成14年10月24日

長野県教育委員会

1 募集人員及び志願資格

学 校 名	募 集 人 員	志 願 資 格
長 野 盲 学 校 長野市北尾張部321-9 電話 026-243-7789	幼稚部	(1) 幼稚部 3歳以上の幼児で、両眼の矯正視力がおおむね0.3未満の者又は視力以外の視機能障害が高度の者のうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの (2) 高等部
	高等部	
松 本 盲 学 校 松本市旭2-11-66 電話 0263-32-1815	幼稚部	中学校(中学部)又はこれに準ずる学校を卒業した者(平成15年3月に卒業する見込みの者を含む。)及びこれと同等以上の学力を有する者で、上記(1)の障害の程度に該当するもの。ただし、専攻科理療科にあっては、高等学校(高等部)を卒業した者(平成15年3月に卒業する見込みの者を含む。)及びこれと同等以上の学力を有する者で上記(1)の障害の程度に該当するもの。
	高等部	
長 野 ろ う 学 校 長野市三輪1-4-9 電話 026-241-5320	幼稚部	(1) 幼稚部 3歳以上の幼児で、両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上の者のうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
	高等部	

<p>松本ろう学校 松本市寿豊丘大野田 820 電話 0263-58-3094</p>	<p>幼稚園 高等部</p>	<p>産業工芸科 被服科 専攻科デザイン 工学科</p>	<p>〃 〃 〃 〃</p>	<p>(2) 高等部 中学校(中学部)又はこれに準ずる学校を卒業した者(平成15年3月に卒業する見込みの者を含む。)及びこれと同等以上の学力を有する者で、上記(1)の障害の程度に該当するもの。ただし、専攻科デザイン工学科にあっては、高等学校(高等部)を卒業した者(平成15年3月に卒業する見込みの者を含む。)及びこれと同等以上の学力を有する者で上記(1)の障害の程度に該当するもの。</p>
<p>長野養護学校 長野市徳間宮東1360 電話 026-296-8393</p>	<p>高等部</p>	<p>普通科</p>	<p>〃</p>	<p>中学校(中学部)又はこれに準ずる学校を卒業した者(平成15年3月に卒業する見込みの者を含む。)及びこれと同等以上の学力を有する者で、次のいずれかにかに該当するもの。ただし、訪問教育にあっては、障害のため通学して教育を受けることが困難な者(昭和58年4月2日以降に生まれた者に限る。)で、中学校(中学部)又はこれに準ずる学校を卒業した者(平成15年3月に卒業する見込みのものを含む。)及びこれと同等以上の学力を有するもの。</p>
<p>伊那養護学校 伊那市西箕輪8274 電話 0265-72-2895</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>	<p>(1) 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度の者</p>
<p>松本養護学校 松本市今井1535 電話 0263-59-2234</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>	<p>(2) 知的発達の遅滞の程度が(1)に掲げる程度に達しない者のうち、社会生活への適応が著しく困難なもの</p>
<p>上田養護学校 上田市岩下462-1 電話 0268-35-2580</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>	
<p>飯田養護学校 下伊那郡喬木村1396-2 電話 0265-33-3711</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>	

安曇養護学校 北安曇郡池田町会染 6113-2 電話 0261-62-4920	"	"	"	"	"
小諸養護学校 小諸市市字中原824-3 電話 0267-22-6300	"	"	"	"	"
飯山養護学校 飯山市野坂田字替田 220-1 電話 0269-67-2580	"	"	"	"	"
諏訪養護学校 諏訪郡富士見町富士見 11623-1 電話 0266-62-5600	"	"	"	"	"
木曾養護学校 木曾郡木曾福島町伊谷 1134-1 電話 0264-22-3553	"	"	"	"	"
花田養護学校 諏訪郡下諏訪町社字花 田6525-1 電話 0266-28-3033	"	"	"	"	"
					<p>中学校(中学部)又はこれに準ずる学校を卒業した者(平成15年3月に卒業する見込みの者を含む。)及びこれと同等以上の学力を有する者で、次のいずれかにか該当するもの(長野県花田養護学校にあっては、信濃医療福祉センターに措置されている者に限る。)。ただし、訪問教育にあっては、障害のため通学して教育を受けることが困難な者(昭和58年4月2日以降に生まれた者に限る。)で、志願する学校の中学部を卒業したものの(平成</p>

<p>稲荷山養護学校 更埴市野高場1795 電話 026-272-2068</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>	<p>15年3月に卒業する見込みのものを含む。                  (1) 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度の者                  (2) 肢体不自由の状態が(1)に掲げる程度に達しない者のうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの</p>
<p>寿台養護学校 松本市寿豊丘811-88 電話 0263-86-0046</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>	<p>中学校(中学部)又はこれに準ずる学校を卒業した者(平成15年3月に卒業する見込みの者を含む。)及びこれと同等以上の学力を有する者で、次のいずれかにか該当するもの(国立療養所中信松本病院に入院している者に限る。)。ただし、訪問教育にあっては、障害のため通学して教育を受けることが困難な者(昭和58年4月2日以降に生まれた者に限る。)で、寿台養護学校の中学部を卒業したもの(平成15年3月に卒業する見込みのものを含む。)                  (1) 慢性の呼吸器疾患、じん臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度の者                  (2) 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度の者</p>



稲荷山養護学校	平成15年2月14日(金) から3月3日(月)ま で	上記(1)から(4)まで に掲げる書類及び国 立療養所中信松本病 院の診断書			
寿台養護学校				学力検査 平成15年3月12日(水) 面接 学校長が別に定める日	

3 入学許可

学校長が、志願者の保護者に平成15年3月20日(木)までに通知する。

4 その他

志願等についての問い合わせは、志願先学校に行うこと。

特殊教育課